

鳥取県魅力ある展示支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県魅力ある展示支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の博物館、美術館、資料館及びそれらに類する施設の設置者が実施する所蔵品等の調査を支援し、これらを県民の財産として周知し、広く活用するとともに、各施設の特色を生かした魅力ある展示に寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1項に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う別表の第2項に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3項に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4項に定める率(以下、「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。)への発注に努めなければならない。また、補助対象経費の委託費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別表の第2項に掲げる者が事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定の通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以

下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに
行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止
の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度
の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2
号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明
らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除
税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を
控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績
報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超
えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対
応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推
進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年2月27日から施行する。

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

この要綱は、平成21年2月3日から施行する。

この要綱は、平成22年3月30日から施行する。

この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度事業から適用する。ただし、平成24
年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年3月29日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年3月28日から施行し、平成30年度事業から適用する。

2 鳥取県収蔵品等調査・活用支援事業補助金交付要綱（平成16年3月29日付振第55号文化観光局長通知）は、平成30年3月31日をもって廃止する。ただし、平成29年度中に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度事業から適用する。

(第3条関係)

別表

1 補助事業	所蔵資料（ただし、考古学分野は除く。）及び美術品等の調査事業
2 事業実施主体	公立施設を除く県内にある博物館、美術館、資料館、それらに類する施設の設置者
3 補助対象経費	(1) 調査員謝金（報告書執筆謝金を含む。） (2) 調査員の招へい等及び学芸員が調査対象資料を調査員に持参する場合の旅費（調査員及び学芸員の旅費の補助対象経費の限度額は「鳥取県職員の旅費に関する条例」（昭和45年鳥取県条例第48号）を準用します。） (3) 調査対象資料を調査員の下に送付する場合の運送料 (4) (2) 及び(3) の場合に調査対象資料にかかる保険料
4 補助率	10 / 10 ただし、1事業につき限度額35万円とし、同一年度内に2事業以上の申請を行う場合であっても、補助金の合計額の上限は35万円とする。

年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

年度鳥取県魅力ある展示支援事業補助金交付申請書

鳥取県魅力ある展示支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	
算定基準額（見込み）	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書

様式第2号(第4条、第7条関係)

年度鳥取県魅力ある展示支援事業補助金補助事業計画（報告）書

1 目的（効果）

2 事業計画（実績）の概要

（1）調査実施時期

（2）調査員氏名・所属等

（3）調査内容 ※主な調査対象物、調査件数、調査方法等を記載

（4）その他（実績を示す添付書類）
調査報告書（写し） 1部

3 調査員及び学芸員の行程表

日付	移動行程・調査内容等

4 他の補助金の活用の有無 [有 ・ 無]

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い [一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 地方公共団体 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者]

様式第3号(第4条、第7条関係)

年度鳥取県魅力ある展示支援事業補助金補助事業収支予算(決算)書

1 収 入 (単位:円)

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
合 計				

2 支 出 (単位:円)

区 分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備 考
補助対象経費				
	小 計			
補助対象外経費				
	小 計			
合 計				

様

鳥取県知事 ○○ ○○

年度鳥取県魅力ある展示支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）
で申請のあった 年度鳥取県魅力ある展示支援事業補助金（以下「本補助金」という。）につい
ては、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第7条第1
項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知し
ます。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更され
た場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、実績額について鳥取県魅力ある展示支援事業補助金交付要綱（平成16
年3月29日付振第55号文化観光局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3
項の規定を適用して得た額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）
のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければなら
ない。

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

申請者 住所
氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県魅力ある展示支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあつた鳥取県魅力ある展示支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 , 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 , 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 , 円

4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額)

金 , 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し)

様式第5号 別紙(第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 上対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇 〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法